

県民の皆様へお願い

狩猟期間内は注意をお願いします

狩猟が解禁となるに当たり、県内の狩猟者には、狩猟事故が起こらないよう、安全第一をお願いしています。

県民の皆様におかれましても、狩猟期間内に事故に巻き込まれないように、ご理解とご協力をお願いします。

■狩猟期間（鳥獣によって期間が異なります）

（狩猟鳥獣全般）

令和元年11月15日～令和2年2月15日

※網、わな、銃による狩猟ができます。

（ニホンジカ、イノシシ）

令和元年11月1日～令和2年3月15日

※11月1日～11月14日まで、2月16日～3月15日までではニホンジカ、イノシシのわな猟に限る。銃猟はできません。（止めさしのための銃器の使用はできます。）

■野山に出かける際の注意事項

- ★野山では、目立つ色の服装を心がけてください。
- ★やぶの中を静かに歩く行動は、狩猟者にイノシシなどの動物と間違えられるおそれや、クマと遭遇するおそれがあります。複数で大きな声で話しながら行動するか、鈴やラジオを鳴らしながら歩くなど十分ご注意ください。
- ★わなを見つけても危険ですから絶対に近づかないでください。お子様連れの際は、特にご注意ください。

皆様のご理解とご協力をお願いします

不明な点は県庁自然環境課（TEL0776-20-0306）までお問合せください

